


所管部課	都市建設部 区画整理課	部長	内藤 峰雄			
件名	立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の事業計画 変更(第7回)について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則	土地区画整理法第55条				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、事業計画の内容を変更し、土地区画整理法第55条第9項の規定に基づき、変更に係る事項を公告するので、市議会議員へ情報提供するものである。</p> <p>(1) 主な変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業施行期間を2年間延伸(現計画期限の平成28年度末を平成30年度末に変更) ・資金計画の内訳を施行期間の延伸に合わせて変更(事業費の総額は変更なし) <p>(2) 影響及び効果</p> <p>今後の事業の円滑な進捗が図れる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成 7年12月 5日 当初計画公告</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>平成26年 4月10日 第6回変更公告</p> <p>平成28年12月28日 事業計画変更実施起案決裁</p> <p>平成29年 1月12日 東京都へ事前協議申請</p> <p>平成29年 1月20日 東京都から事前協議回答(支障なし)</p> <p>平成29年 1月24日 事業計画変更(第7回)市長決裁</p>						
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>公告後、市議会議員への情報提供手続きを進めるとともに、地権者へお知らせを送付する。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。